



さいたま市における オンラインを活用した特例の授業 の実施状況等について

さいたま市教育委員会

令和3年11月17日（水）

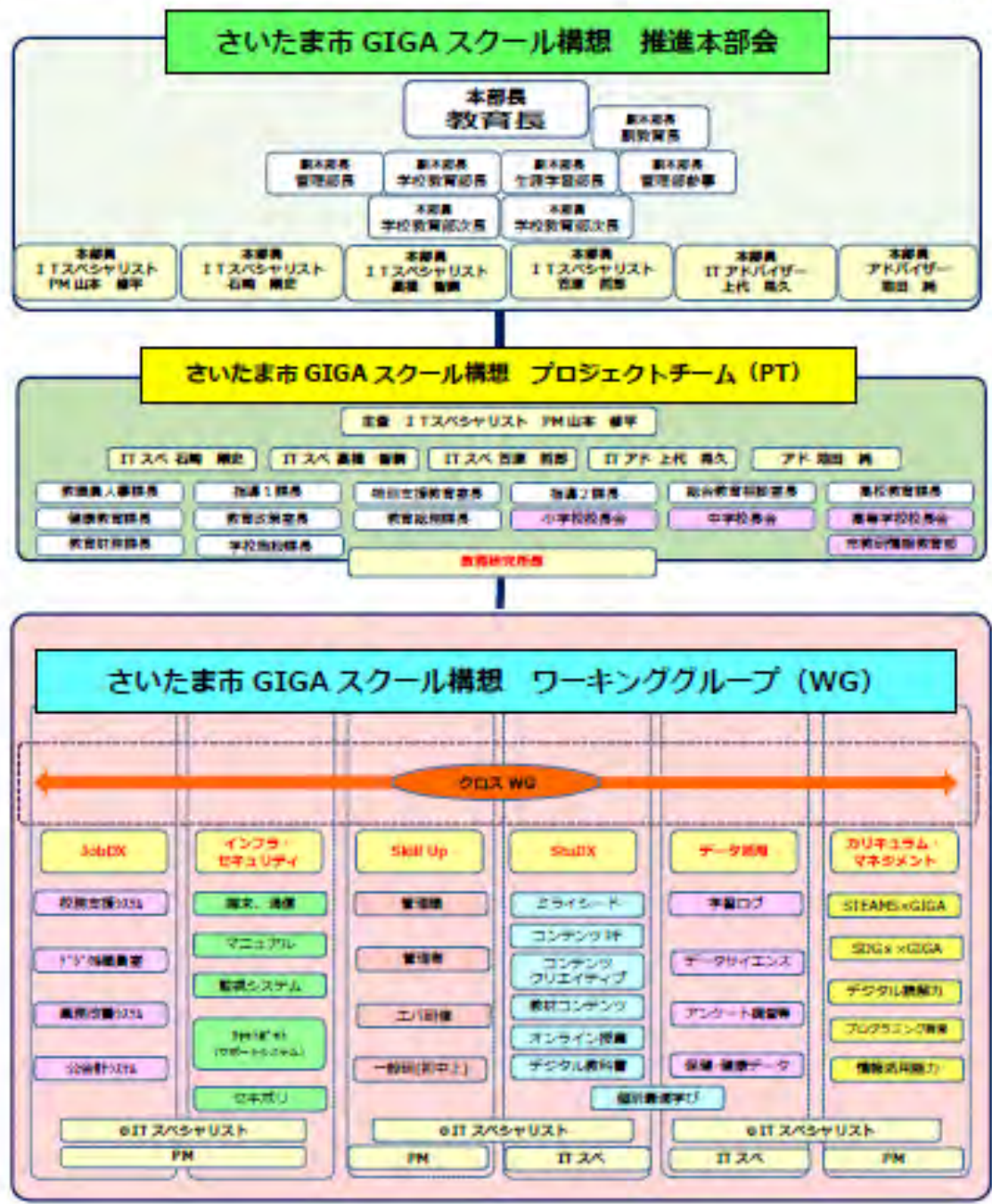
教育長 細田 眞由美

■ ITスペシャリストの連携

令和2年9月より4名の
プロフェッショナル人材を任用

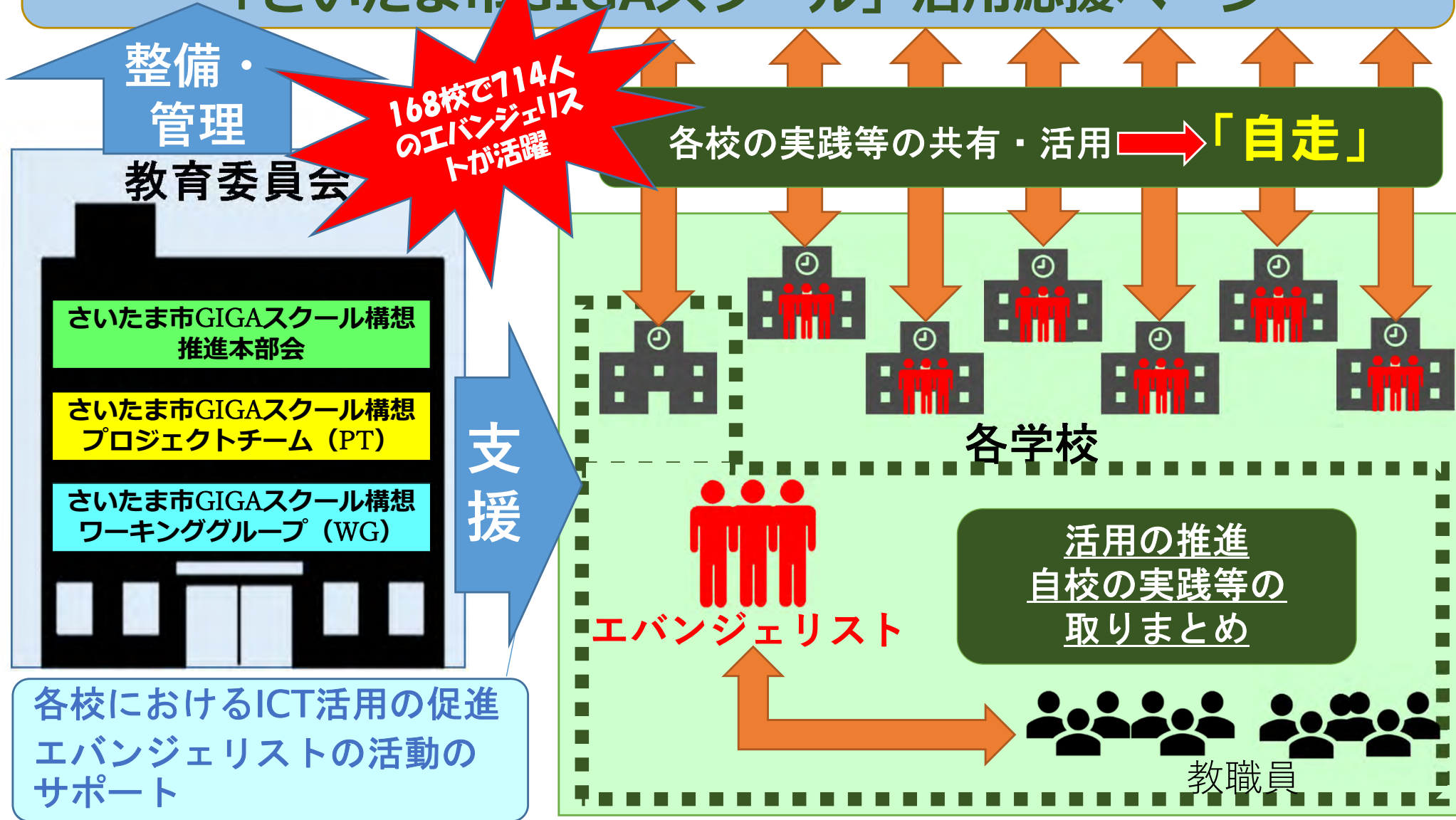


プロジェクトリーダー、インフラ・セキュリティ、
コンテンツ2名



「さいたま市GIGAスクール構想」について

情報共有のプラットフォーム
「さいたま市GIGAスクール」活用応援ページ



エバンジェリスト(Evangelist)とは

キリスト教では ➡ 伝道師、伝道者

IT企業では ➡ ITの最新技術を分りやすく説明する人

さいたま市教育委員会では



「さいたま市GIGAスクール構想」について積極的に学び、自校に広め、伝える人
各学校独自の「〇〇学校GIGAスクール構想」を構築する推進役

現在 168校で 714人のエバンジェリストが活躍

- ・校長のリーダーシップのもと、学校の中心となって「教育DX」を推進している。
- ・先進的な取り組みや活用方法について学び、各学校内で情報を伝達、発信している。
- ・各校において、1人1台端末を活用した授業を推進している。
- ・学校間で情報共有を図り、よりよい授業実践を推進している。

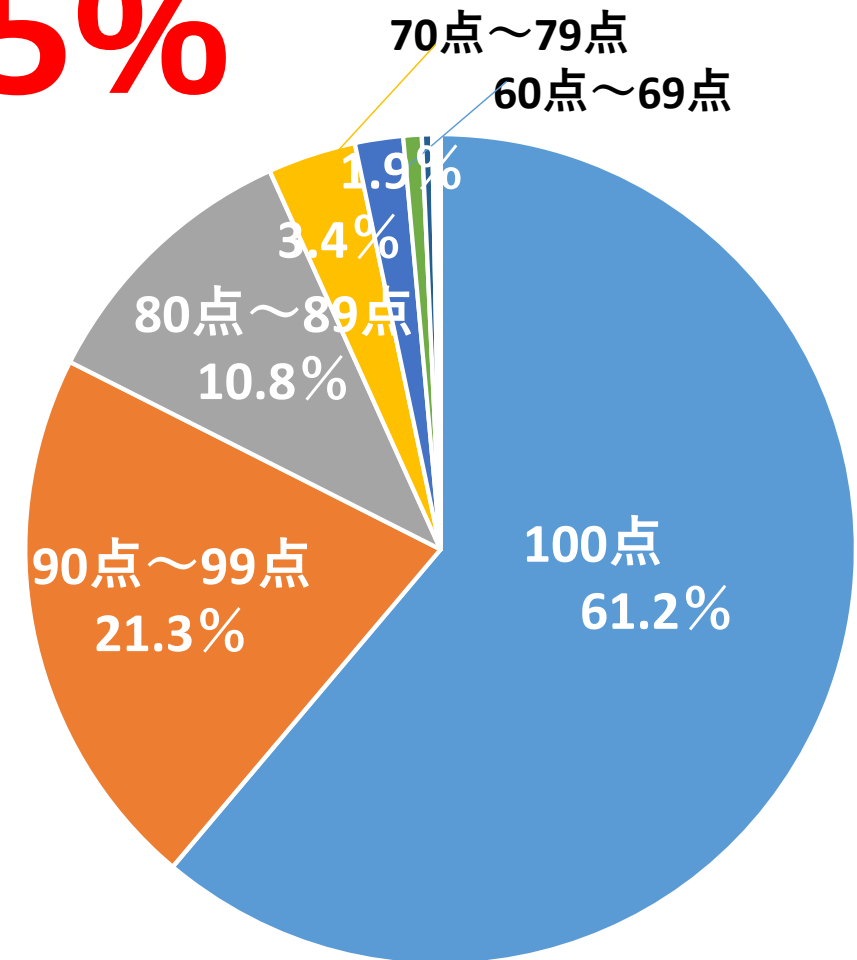
教員のICT活用能力について

Can Do 調査の実施（初級編） 令和3年3月実施

90点以上 82.5%

90点以上で初級のスキル認定

- * “できない”分野について
デジタルコンテンツで研修
- * 5月中に全員が研修修了
- * ここでもエバンジェリストが
研修への取り組みをフォロー
したい解説したいする！
- * 現在、各教員が、中級編、
上級編にチャレンジ中！



Step1

すぐにでも
どの教科でも
誰でも

5月の目標

1人1台端末を活用して4つの授業実践に全員がチャレンジ！

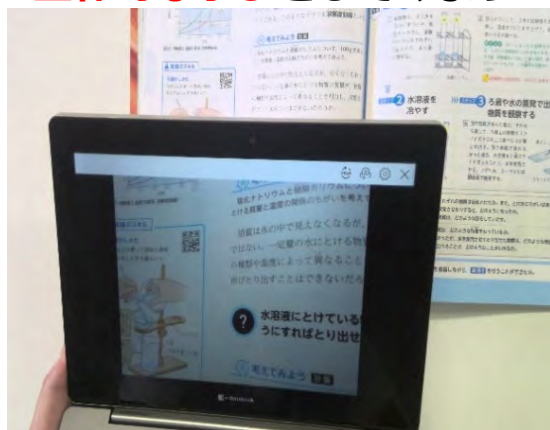
- ドリルパークを使って
個別最適な学びをしてみよう！



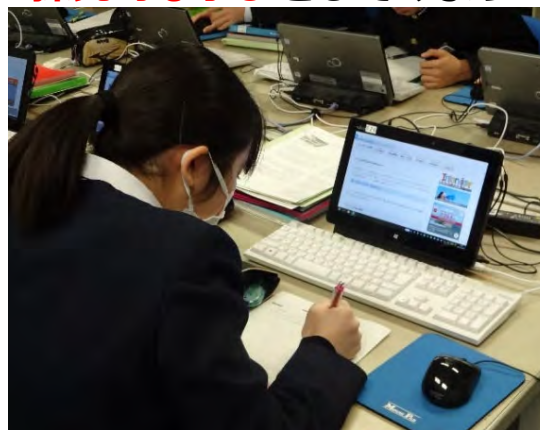
- カメラ機能を使って
協働的な学びをしてみよう！



- QRコードを読み取って
主体的な学びをしてみよう！



- インターネットで検索して
探究的な学びをしてみよう！



児童生徒の学びを
変えるために

ICTを活用した
指導力の向上



教員のICTリテラ
シーの向上



日々の授業での
活用

「さいたま市GIGAスクール構想」の今後の展望

■1人1台端末を活かした「学び」のデザイン



ステップ1
“すぐにでも” “どの教科でも”
“誰でも”活かせる1人1台端末

ステップ2
教科の学びを深める。
教科の学びの本質に迫る。

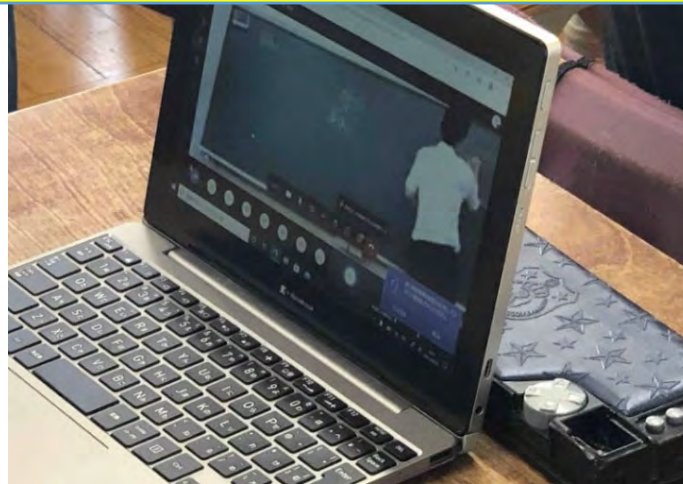
ステップ3
教科の学びをつなぐ。
社会課題等の解決や
一人一人の夢の実現に活かす。

**対面とデジタルのハイブリッドで
学びのパラダイムシフトを起こす！**

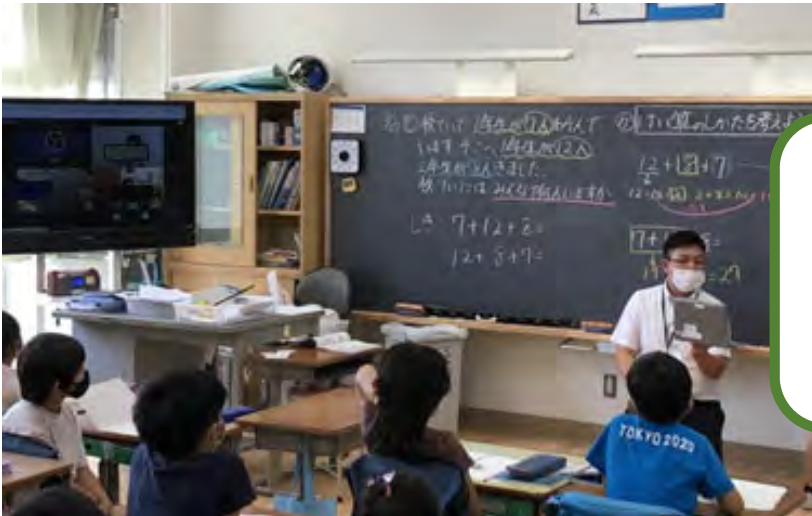
■ 緊急事態宣言中、デルタ株が感染拡大する中での2学期開始

学校における通常授業とタブレット等を活用した自宅での同時双方向のオンライン授業を併せた「ハイブリッド授業」の実施

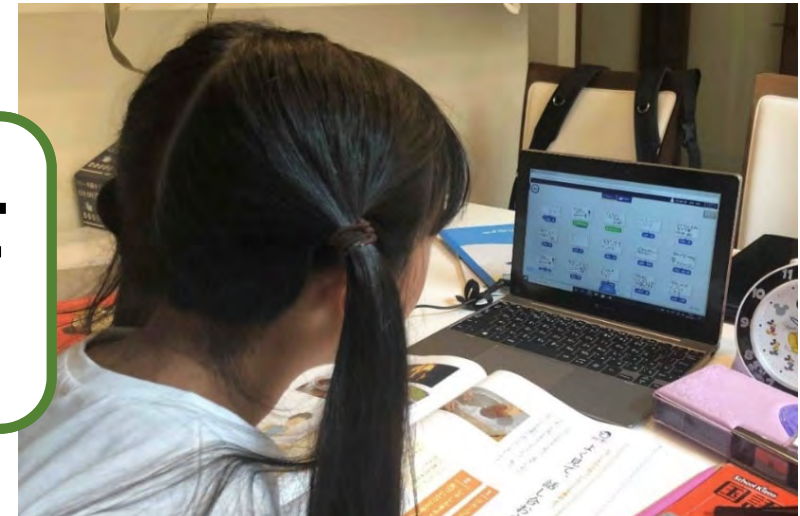
通常登校を希望する
児童生徒には
学校での通常授業



登校を控えることを希望
する児童生徒には同時
双方向のオンライン授業



子どもたち同士
の関わり合い



■オンライン授業の実施に係る通信環境

オンライン授業を希望する児童生徒の割合【8月27日（金）現在】

・小学校 約21% ・中学校 約12%

- ・ネットワーク環境の整備後、理論上は問題ないことを確認。
- ・実際の授業を想定した検証を繰り返し行い、実施が可能であることを再度確認。

8月27日(金)

オンライン授業の開始

- ・ 8月30日(月)、31日(火)に、**ネットワークの不具合が発生**

8月30日 「L-gate」サーバーの増強
8月31日～ ネットワーク不具合等の対応

少しでも通信を妨げる可能性のある要素を洗い出し、1つ1つに対応

- ◆家庭における端末のカメラ・マイクのOFF、校内での接続端末の制限等のデジタルダイエットの実施
- ◆フレッツ光のモデムのリセット
- ◆ネットワーク機器の通信領域の最適化
- ◆フィルタリングやファイアウォール装置の設定変更
- ◆学校への個別訪問によるアクセスポイントの設定調整

9月3日(金)

全ての学校で安定してオンライン授業を実施

■オンライン授業の出欠について

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について
(令和3年2月19日初等中等教育局長通知)

オンライン授業に参加した児童生徒の出欠の扱いについては、文部科学省と繰り返し議論を行った。

<p>非常時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは可能な限り感染リスク低減・安全確保をした上で、児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要 ・感染症・災害等の状況に応じて、地域・学校・児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる ・特に一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行う <p>----- <自宅等における学習の取扱い> -----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師が日々状況を把握し、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことが重要 ・自宅等における学習状況・成果を学習評価に反映可能 ・教師による学習指導が一定の要件を満たしており、学習状況・成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再指導不要と校長が判断した場合、再度学校における対面指導で取り扱わないことが可能 <p><small>* 一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分な場合、別途、個別に補習等を実施</small></p>	<p>----- <指導要録上の取扱い> -----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「欠席日数」としては記録しない ・以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合、「オンラインを活用した特例の授業」として指導要録に記録 <ol style="list-style-type: none"> ①同時双方向型のオンラインを活用した学習指導 ②課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導 (オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む) <p><small>* 非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要</small></p> <p><small>* 令和3年4月1日から実施 (特段の事情がある場合はこの限りでない)</small></p>
---	--

さいたま市は、令和3年2月19日付け文部科学省通知と同様の対応とした。しかし、保護者等から、「なぜ出席停止」という声が上がった。

オンライン授業に係る出席停止の取扱いに関する 指定都市市長会緊急提言

令和3年10月12日



市長と共に文部科学省を訪問
提言書を鰐淵洋子政務官に手交

令和3年10月22日

各設置者等における指導要録の様式の設定に当たって、各設置者等の判断により「出席停止・忌引き等の日数」を記入する欄の名称を変更することが可能である

各設置者等の判断により、指導要録における「出席停止・忌引き等の日数」を記入する欄の名称を変更することが可能である旨、周知します。

事務連絡
令和3年10月22日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

指導要録における「出席停止・忌引き等の日数」の欄の取扱いについて（周知）

非常時にオンラインを活用した特例の授業（注）等を実施した場合も含め、分散登校により臨時に学年の中の一部を休業した場合等については、指導要録の「出欠の記録」において、その日数を「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入する旨、お知らせしているところです。（「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成22年5月11日付け22文科初第1号初等中等教育局長通知）及び「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日付け30文科初第1845号初等中等教育局長通知）等）

（注） オンラインを活用した特例の授業とは、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）において、指導要録の「指導に関する記録」の別記として学年ごとに作成することとしている、感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について実施した一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導をいう。

今回、こうした取扱いを変更するものではありませんが、各設置者等における指導要録の様式の設定に当たって、各設置者等の判断により「出席停止・忌引き等の日数」を記入する欄の名称を変更することが可能である旨、お知らせします。なお、このことについては、全ての設置者等に対して対応を求めるものではありませんので、念のため申し添えます。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び城内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、必要に応じて周知くださいますようお願いいたします。

■今後のさいたま市の指導要録の記載について

現在

区分 学年	授業 日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席 日数	出席 日数	備考
1	205	10	195	3	192	
2						
3						



今後、変更を予定

区分 学年	授業 日数	出席停止・ 忌引等の日数 <small>※（ ）内の数はオンラ イン特例授業出席日数</small>	出席しなければ ならない日数	欠席 日数	出席 日数	備考
1	205	10 (5)	195	3	192	
2						
3						

() 内にオンライン特例授業出席日数を記載する